

2013年7月19日

各位

J A三井リース株式会社

不祥事案の調査結果について

当社元社員（以下「元社員」）による不祥事案について、2013年6月14日に公表しております。

この件につき、社内調査を実施し、事実関係が明らかになりましたので、下記のとおり結果を公表いたします。

当社は、これまでもコンプライアンス態勢の強化を重要な経営課題と位置付け、全社を挙げて様々な取り組みを行ってまいりましたが、このような中での不祥事案の発生を厳粛に受け止め、再発防止策に徹底して取り組んでまいります。

また、お客様、株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1 本件概要

元社員が、2008年6月から2013年5月にかけて、リース契約等をご契約いただいた複数のお客様から現金で受領したリース料等を、一定期間私的な用途に充て、後日当社への入金手続きを行う資金流用を行っていたことが判明したものです。

なお、元社員が、お客様から現金を受領する際、領収証を偽造する等の手口により、リース料等を不正に受領していた事実が確認されております。

2 対応状況

(1) 調査結果

本件発覚後、当社は、弁護士など外部専門家を含めて、事態の把握と原因究明に向けて調査を行ってまいりました。

当社は、元社員が取り扱った現金回収の全契約（入金件数96件、取引金額合計1,600万円）を対象として調査を行い、お客様に対しても事実確認を行わせていただきました。

調査の結果、入金件数39件、取引金額合計861万円の不正が認められました。これらについては、最終的に元社員により全額弁済されております。

なお、所轄警察署に通報を行うなど、調査にあたっては慎重な対応を進めてまいりました。

(2) お客様への対応

本件調査において、ご協力いただいたお客様には、事実確認とあわせて本件のご説明とお詫びを申し上げさせていただきました。

日頃ご愛顧いただいているお客様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

(3) 人事処分

元社員については、不正行為を行なったことが明らかになったことから、当社内部規定に則り、本日付で懲戒解雇処分といたしました。管理監督の立場にあった社員につきましても厳正な処分を行いました。

また、経営者としてこのような不正行為が発生した事態を厳粛に受け止め、社長以下関係役員は、報酬の一部自主返上を行います。

3 再発防止策

今般の不祥事案を厳粛に受け止め、不正根絶に向けた再発防止策として、内部管理態勢の一層の充実・強化や社員に対するコンプライアンス教育の再徹底など、皆様の信頼回復に向けて全社を挙げて取り組んでまいります。

以 上

【本件にかかるお問い合わせ先】

経営企画部広報室 03-3448-3520